

【別表】 異常気象時における措置の目安

| 気象状況          | 雨の強さ等                            | 気象庁が示す車両への影響                                 | 輸送の目安*                |
|---------------|----------------------------------|--|-----------------------|
| 降雨時           | 20～30mm/h                        | ワイパーを速くしても見づらい                               | 輸送の安全を確保するための措置を講じる必要 |
|               | 30～50mm/h                        | 高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロプレーニング現象） | 輸送を中止することも検討すべき       |
|               | 50mm/h以上                         | 車の運転は危険                                      | 輸送することは適切ではない         |
| 暴風時           | 10～15m/s                         | 道路の吹き流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける        | 輸送の安全を確保するための措置を講じる必要 |
|               | 15～20m/s                         | 高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる                      |                       |
|               | 20～30m/s                         | 通常で速度で運転するのが困難になる                            | 輸送を中止することも検討すべき       |
|               | 30m/s以上                          | 走行中のトラックが横転する                                | 輸送することは適切ではない         |
| 降雪時           | 大雪注意報が発表されているときは必要な措置を講じるべき      |  |                       |
| 視界不良（濃霧・風雪等）時 | 視界が概ね20m以下であるときは輸送を中止することも検討すべき  |  |                       |
| 警報発表時         | 輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断すべき |  |                       |

※ 輸送を中止しないことを理由に直ちに行政処分を行うものではないが、国土交通省が実施する監査において、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに輸送したことが確認された場合には、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号）」に基づき行政処分を行う。